

大田区住宅宿泊事業法施行条例の改正案に対する区民意見等の募集について

1 意見公募件名

大田区住宅宿泊事業法施行条例の改正案に対する区民意見等の募集について

2 募集期間

令和3年7月26日（月）から8月16日（月）まで

3 閲覧方法・募集

区のホームページ、区政情報コーナー、各特別出張所、生活衛生課

4 意見の提出方法

生活衛生課宛て持参、郵送、ファックス、電子メール

5 条例改正案の概要（別紙参照）

住宅宿泊事業の実施について、事業者が届出住宅において不在とならず、居室（5室以下）の管理等を行ういわゆる家主居住型届出住宅を除き、小学校及び中学校の敷地周囲100メートル以内の区域における事業の実施について、月曜日正午から金曜日正午までは制限を行う。

6 改正条例施行予定日

令和4年1月1日